

新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベント・行事の開催基準

令和2年3月23日

福 井 県

新型コロナウイルス感染症による感染例が本県でも発生した状況をふまえ、感染拡大防止のため、県主催のイベント・行事の開催基準を下記のとおり定める。

記

1 基本的な考え方

- (1) 感染した際に重篤化しやすい人（高齢者、持病のある方等）および多くの子ども（小中高生、幼児）を対象としたイベント・行事は、原則として延期・中止する。
- (2) ①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集する状態、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われる状態が同時に重なる可能性がある環境で行われるイベント・行事は、開催、延期・中止、規模縮小の必要性を改めて検討する。
- (3) 上記（1）、（2）に該当するイベント・行事でも、WEBを活用した代替開催や、少人数ずつの入替え方式など、感染リスクを下げる対応が可能な場合は実施できる。

2 開催する場合の感染防止対策等

開催に当たっては、次の項目など出来得る限りの感染防止対策を徹底する。

- ・発熱や咳等の風邪症状が見られる方には参加を控えるよう要請すること
- ・高齢の方や妊婦、持病のある方で、感染リスクを心配される方には参加自粛を要請すること
- ・花粉症など感染症とは関係のない咳エチケットの徹底や、手洗いの推奨を行うこと
- ・アルコール消毒液を会場に設置すること
- ・窓のある環境では、2方向の窓を同時に開けるなどにより、換気を励行すること（1時間に1回5分程度）
- ・人が多く集まる場合には、会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2メートル程度あけるなどして、人の密度を減らすこと
- ・周囲の人が近距離で発声するような場を避け、やむを得ず近距離での会話が必要な場合は、自分から飛沫を飛ばさないよう、マスク着用等を要請すること

3 運用期間

この基準は、当面、3月24日（火）から4月7日（火）まで適用する。

なお、適用期間中であっても、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況や国の方針を見ながら、適宜見直すこととする。